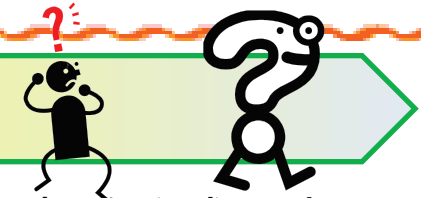


消費生活用製品安全法

PSCマークを表示して、販売するためには



①届出書の作成・提出

・「特定製品製造(輸入)事業届出書」を作成し、提出。

②損害賠償措置

・被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険契約が必要。

③検査（自己確認）

・国が定めた「技術基準」に適合しているか確認するために、自主検査を実施。
 ・検査記録を作成し、保存。
 ・「乳幼児用ベッド」、「携帯用レーザー応用装置」、「浴槽用温水循環器」及び「ライター」については、登録検査機関の適合性検査証明書を受けることが必要。

④PSCマーク等の表示

・「技術基準等」に適合する場合には、「PSCマーク」と「技術基準に定められた注意事項」等を表示。

⑤販売



消費生活用製品安全法

届出書の提出先は



製造事業者

➡ 事業に係る**工場**又は**事業場**がどこにあるのか?

輸入事業者

➡ 事業に係る**事務所**、**事業場**、**店舗**又は**倉庫**がどこにあるのか?

①事業場等が1つの経済産業局の区域内のみにある場合

組織名	連絡先	電話番号(直)	管轄区域
北海道経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1	011-709-1792	北海道
東北経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4918	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 新都心合同庁舎1号館	048-600-0409	茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0576	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、 三重県
近畿経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6098	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5671	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
四国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7F	087-811-8526	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5523	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-8530 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1731	沖縄県

②事業場等が複数の経済産業局の区域にわたる場合

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	03-3501-4707	複数の経済産業局の区域にわたる 場合
-------------------------	---------------------------	--------------	-----------------------

消費生活用製品安全法



「特定製品輸入事業届出書」の記載例1 (ライターの場合)

特定製品輸入事業届出書※1

平成22年12月27日※2

〇〇経済産業局長 殿※3

□□商事株式会社※4

代表取締役社長 安全 太郎

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の年月日

平成22年12月27日※5

2 輸入する特定製品の区分※6

ライター

3 当該特定製品の型式の区分

別添1のとおり

4 特定製品の輸入を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所※7

別添2のとおり

5 消費生活用製品安全法第6条第4号の内容

別添3のとおり

※1 製造事業者の場合は「特定製品製造事業届出書」となります。

※2 届出書を提出する日付として下さい。

※3 提出先によって、各管轄の経済産業局長か、経済産業大臣に分かれます。

※4 届出事業者の名称、登記上の住所及び代表者の方の氏名を記載してください。

※5 事業開始の年月日は特定製品の製造又は輸入の事業を開始した年月日(特定製品に指定される前から事業を行っている場合は、特定製品に指定された年月日(施行日))

※6 輸入を計画している特定製品を記載して下さい。

※7 製造事業者の場合は「当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地」となります。

消費生活用製品安全法



「特定製品輸入事業届出書」の記載例2 (ライターの場合)

<別添1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
10.ライター	種類	<input checked="" type="radio"/> (1) たばこ用のもの <input type="radio"/> (2) その他のもの
	燃焼方式	<input checked="" type="radio"/> (1) ポストキシングバーナー式のもの <input type="radio"/> (2) プリキシングバーナー式のもの
	点火方式	<input type="radio"/> (1) やすり式のもの <input checked="" type="radio"/> (2) 圧電素子を備えた直押し式のもの <input type="radio"/> (3) 圧電素子を備えたスライド式のもの <input type="radio"/> (4) その他のもの
	意図しない点火を防止する方法	<input checked="" type="radio"/> (1) 操作力によるもの <input type="radio"/> (2) 操作方法によるもの
	火炎の高さ調整機構	<input checked="" type="radio"/> (1) あるもの <input type="radio"/> (2) ないもの
	燃料の再充てん	<input type="radio"/> (1) できるもの <input checked="" type="radio"/> (2) できないもの

※ 届出事業者が輸入を計画している特定製品について1つの要素に対し1つの区分に丸(O)印を付してください。

なお、複数の特定製品の輸入を計画しており、1つの要素の中で複数の区分に該当する場合には、別添1の用紙を複数作成してください。

以降、「型式の区分」は上記区分表の番号の組み合わせで呼びます。例の場合は「1-1-2-1-1-2」と呼びます。これらの組み合わせが1つでも異なると別型式となります。

消費生活用製品安全法



「特定製品輸入事業届出書」の記載例3

<別添2>

当該特定製品の製造事業者の名称及び住所

名称: ○○ Industrial Manufacture Inc.

住所:,※1

(最寄り地域の略図)※2

※1 海外の製造事業者の住所を記載してください。

※2 製造事業者が複数ある場合は、それぞれ作成してください。

(別添2参考)

当該特定製品の輸入事業に係る事務所等の名称及び所在地※3

名称	所在地	事業内容
○○株式会社 ○○事務所	○○県○○市...	輸入手続、事業届出書の保存
○○株式会社 ○○倉庫	○○県○○市...	自主検査の実施及びPSCマークの表示

※3 特定製品の輸入の事業に係る事務所等が複数の経済産業局管轄区域内にわたる事業者は、名称、所在地及び輸入の事業に係る事業内容を記載してください。

<別添3>

当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

(記入例)

当社が輸入を予定している特定製品は、○○保険で措置を行います。

※ PL保険等により損害の賠償を行う場合は、保険証券等の写し(コピー)を添付してください。

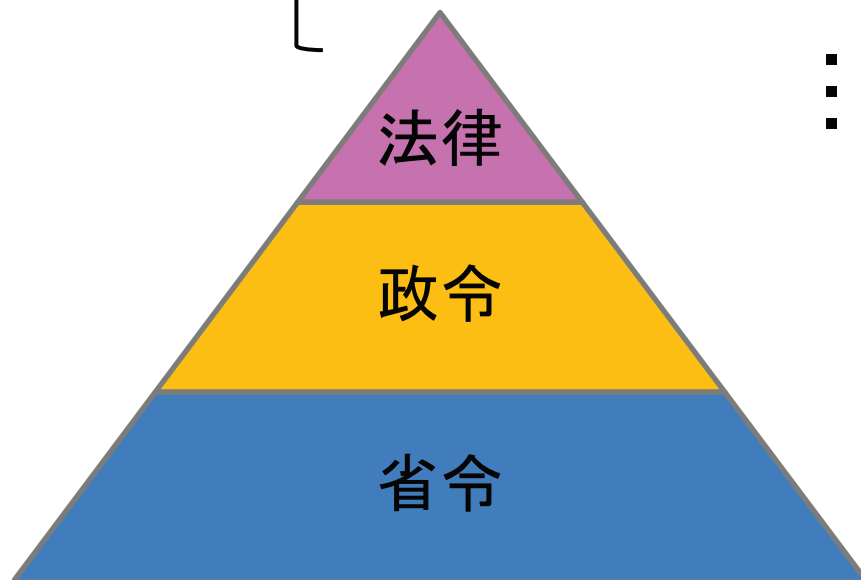
消費生活用製品安全法

法律：消費生活用製品安全法 …… 以下「**法**」という。

政令：消費生活用製品安全法施行令 …… 以下「**施行令**」という。

省令：
・消費生活用製品安全法施行規則 …… 以下「**施行規則**」という。
・経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令 …… 以下「**技術基準省令**」という。

⋮



消費生活用製品安全法

法

(目的)

第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

消費生活用製品安全法

法

(定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特別特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいう。

4～6 (略)

消費生活用製品安全法

法 別表（第二条関係）

- 一 **船舶安全法**（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶
- 二 **食品衛生法**（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十二条第二項に規定する洗淨剤
- 三 **消防法**（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等
- 四 **毒物及び劇物取締法**（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物
- 五 **道路運送車両法**（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両
- 六 **高圧ガス保安法**（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条に規定する容器
- 七 **武器等製造法**（昭和二十八年法律第百四十五号）第二条第二項に規定する猟銃等
- 八 **薬事法**（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療機器
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める他の法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

消費生活用製品安全法

施行令 別表第一

- 一 家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。）
- 二 乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。）
- 三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
- 四 登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）
- 五 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）
- 六 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。）
- 七 石油給湯機（灯油の消費量が七十キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が五十リットル以下のものに限る。以下同じ。）
- 八 石油ふろがま（灯油の消費量が三十九キロワット以下のものに限る。以下同じ。）
- 九 石油ストーブ（灯油の消費量が十二キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、七キロワット）以下のものに限る。）
- 十 ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）

施行令 別表第二

- 一 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。） 十年
- 二 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。） 三年
- 三 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。） 三年
- 四 ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。） 三年

消費生活用製品安全法

法

(基準)

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な**技術上の基準**を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める他の法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について技術上の基準を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の基準を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

技術基準省令（技術上の基準）

第三条 法第三条の主務省令で定める技術上の基準は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

消費生活用製品安全法

技術基準省令 別表第一（ライター抜粋）

特定製品の区分	技術上の基準
10.ライター	<ol style="list-style-type: none"> 1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。 2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。 3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。 4 燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火炎のぼらつきがないこと。 5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。 6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充てん量が適切であること。 7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。 8 燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。 9 燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。 10 耐落下性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 11 耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 12 燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 13 耐火炎性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 14 耐繰返し燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 15 耐連続燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 16(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用后、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

消費生活用製品安全法

法

(販売の制限)

第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 第十一条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

消費生活用製品安全法

法

(表示の制限)

第五条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の特定製品について第十三条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、特定製品に同条の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

消費生活用製品安全法

法

(事業の届出)

- 第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 主務省令で定める特定製品の型式の区分
 - 三 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
 - 四 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

消費生活用製品安全法

技術基準省令 別表第二（ライター抜粋）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
10.ライター	種類	(1) たばこ用のもの (2) その他のもの
	燃焼方式	(1) ポストミキシングバーナー式のもの (2) プリミキシングバーナー式のもの
	点火方式	(1) やすり式のもの (2) 圧電素子を備えた直押し式のもの (3) 圧電素子を備えたスライド式のもの (4) その他のもの
	意図しない点火を防止する方法	(1) 操作力によるもの (2) 操作方法によるもの
	火炎の高さ調整機構	(1) あるもの (2) ないもの
	燃料の再充てん	(1) できるもの (2) できないもの

消費生活用製品安全法

法

(変更の届出)

第八条 届出事業者は、第六条各号の事項に**変更があつたときは**、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

技術基準省令

(変更の届出)

第九条 法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第十条 法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、**法人の代表者の氏名の変更**とする。

消費生活用製品安全法

法

(廃止の届出)

第九条 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

消費生活用製品安全法

法

(基準適合義務等)

第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、第三条第一項の規定により定められた技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 輸出用の特定製品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。
- 二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。
- 三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 届出事業者は、第六条第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

消費生活用製品安全法

技術基準省令

(検査の方式等)

第十四条 法第十一条第二項の規定により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る特定製品（同条第一項 ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第一の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。

2 法第十一条第二項の規定により届出事業者が**検査記録に記載すべき事項**は、次のとおりとする。

- 一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 二 検査を行つた年月日及び場所
- 三 検査を実施した者の氏名
- 四 検査を行つた特定製品の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

3 法第十一条第二項の規定により**検査記録を保存しなければならない期間**は、**検査の日から三年**とする。

(法第六条第四号の措置の基準)

第十六条 法第十一条第三項の法第六条第四号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を**被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上**を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていないこととする。

消費生活用製品安全法

法

(特別特定製品の適合性検査)

第十二条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が**特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時まで**に、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の**登録を受けた者の**次項の規定による検査（以下「**適合性検査**」という。）を受け、かつ、**同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない**。ただし、当該特別特定製品と同一の型式に属する特別特定製品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特別特定製品

二 試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるもの

2 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて主務省令で定める方法により検査を行い、これらが**技術基準**又は主務省令で定める同項第二号の**検査設備その他主務省令で定めるもの**に関する基準に適合しているときは、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

消費生活用製品安全法

技術基準省令

(証明書と同等なもの)

第十七条 法第十二条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 届出事業者が輸入しようとする特別特定製品の型式について、他の届出事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付を受けた法第十二条第二項の証明書に係る型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の国内登録検査機関又は外国登録検査機関による確認を受けたときは、当該他の届出事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに同条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その確認を受けた書面
- 二 前号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものとして特に認めるもの

(法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるもの)

第十八条 法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるものは、品質管理に関する事項とする。

(適合性検査の方法)

第十九条 法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第十二条第一項第一号に掲げるもの 特別特定製品について、第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法
- 二 法第十二条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特別特定製品について第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

消費生活用製品安全法

技術基準省令（証明書と同等なもの）の概念図

（証明書と同等なもの）

第十七条 法第十二条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

輸入事業者B

① 輸入事業者A

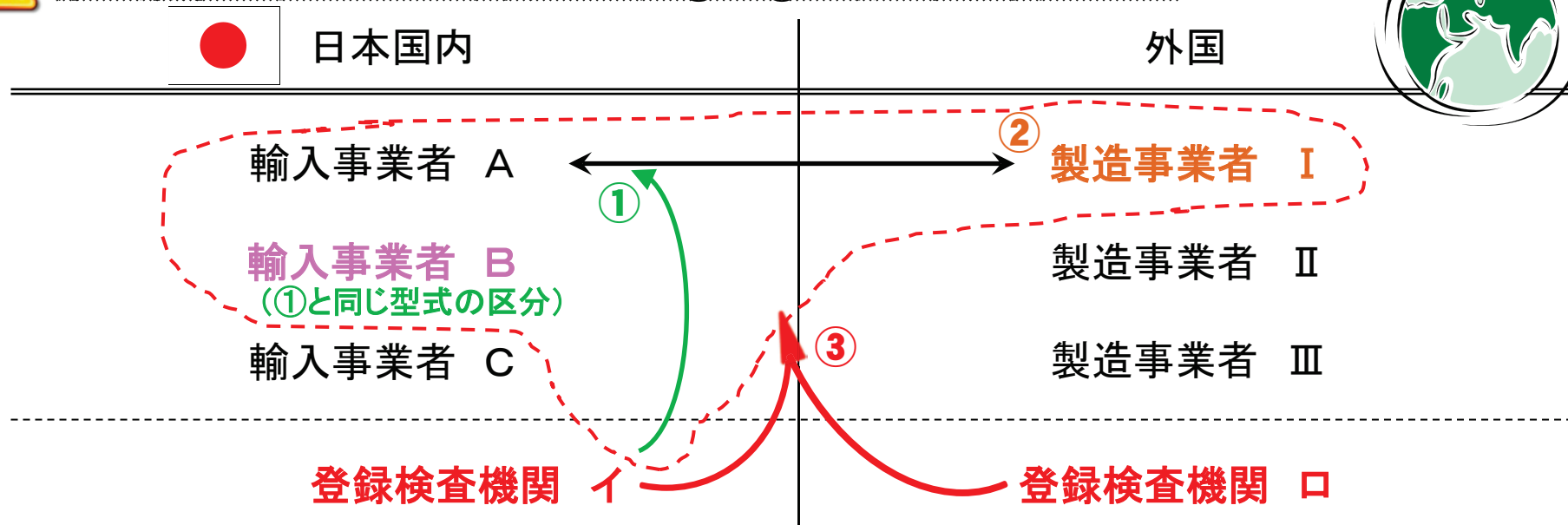
一 届出事業者が輸入しようとする特別特定製品の型式について、他の届出事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付を受けた法第十二条第二項の証明書に係る型式と同一の型式の区分に属し、かつ、

② 同一の製造事業者に係るものである旨の ③ 国内登録検査機関又は外国登録検査機関による確認を受けたときは、当該他の届出事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに同条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その確認を受けた書面

二 前号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものとして特に認めるもの



第17条第一号の書面を受けるには①～③を満たす必要がある



消費生活用製品安全法

技術基準省令

(法第十二条第二項の主務省令で定める基準)

第二十条 法第十二条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第三の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の検査設備の基準の欄に掲げるもの
- 二 別表第四の品質管理に関する事項の欄に掲げる事項ごとにそれぞれ同表の基準の欄に掲げるもの

(証明書の記載事項)

第二十一条 法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の名称
- 二 申請者の氏名又は名称及び住所
- 三 特別特定製品の型式の区分
- 四 特別特定製品の製造番号及び製造期間（法第十二条第一項第一号に係るものに限る。）
- 五 特別特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入事業者にあつては、当該特別特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 六 検査の方法
- 七 法第三条の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準（法第十二条第一項第二号に係るものに限る。）に適合している旨
- 八 証明書の交付年月日

消費生活用製品安全法

技術基準省令 別表第三（ライター抜粋）

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
4.ライター	火炎生成操作力及び火炎調整操作力測定設備	荷重試験装置(測定精度がフルスケールの±0.2パーセント以下で、100ニュートンまで測定できるもの)を備えていること。
	火炎の高さ測定設備	測定台(5ミリメートル間隔で水平に目盛りを付けた垂直に立つ不燃性の板と不燃性材料で作られた風の影響を受けない装置)を備えていること。
	恒温設備	恒温装置(恒温室又は恒温槽であつて、零下10度±2度、23度±2度、40度±2度及び65度±2度の温度を維持することが可能なもの)を備え、40度±2度及び65度±2度の温度を維持することが可能なものにおいては、ガス又は蒸気が滞留しないように換気装置を備えていること。
	消火時間測定設備	時計(測定精度が0.1秒以上のもの)を備えていること。
	質量測定設備	質量計(測定精度が0.1ミリグラム以上で、0.2キログラムまで測定することができるもの)を備えていること。
	燃料試験設備	ガスクロマトグラフ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
	落下試験設備	コンクリート板及び高さ測定器(測定精度が1ミリメートル以上で、1.5メートル±0.1メートルまで測定することができるもの)を備えていること。
	内圧試験設備	加圧試験機(3メガパスカル以上のゲージ圧力を加えることができるものであつて、毎秒69キロパスカルを超えない速度で圧力を加えることができるもの)を備えていること。

消費生活用製品安全法

技術基準省令 別表第四

品質管理に関する事項	基準
製品検査	製品の検査に関する規程が整備され、それに基づき検査が適切に行われていること。
検査設備管理	検査設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき検査設備の管理が適切に行われていること。
資材の受入れ及び製造管理	資材の受入れ及び製造の管理に関する規程が整備され、それに基づき資材の受入れ及び製造の管理が適切に行われていること。
製造設備管理	製造設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき製造設備の管理が適切に行われていること。
組織及び責任と権限	品質に影響する業務を管理し、実行し、又は検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること。

消費生活用製品安全法

法

(表示)

第十三条 届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、**第十一条第二項（特別特定製品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。**

技術基準省令

(表示)

第二十二条 法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

- 一 別表第五第三号、第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、**別表第六**に定める様式の表示
- 二 別表第五第一号、第二号、第四号まで及び第七号から第九号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、**別表第七**に定める様式の表示

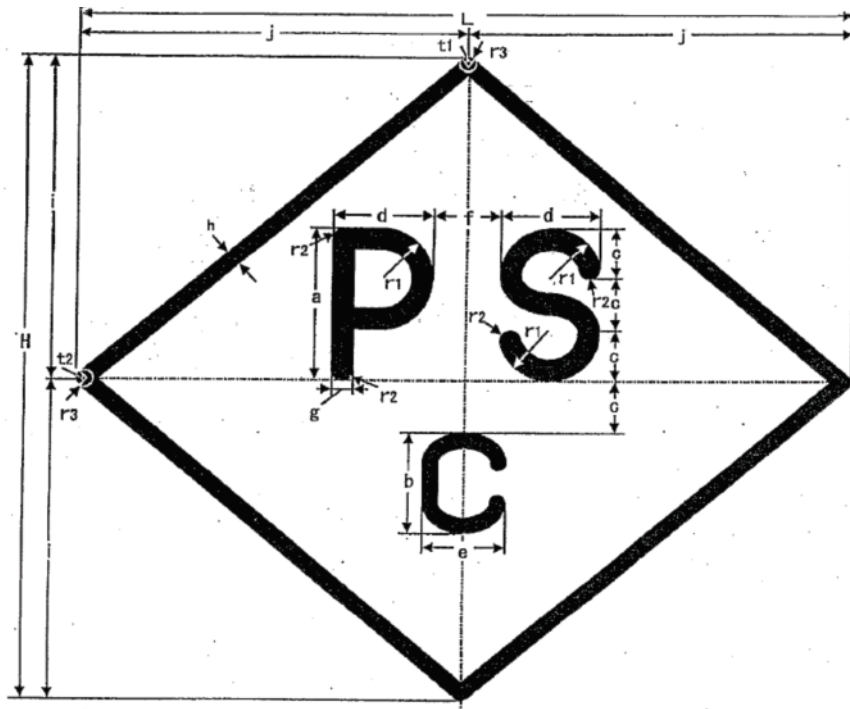
消費生活用製品安全法

技術基準省令

別表第五（ライター抜粋）

番号	特定製品の区分	表示の方法
10	ライター	ライターの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。

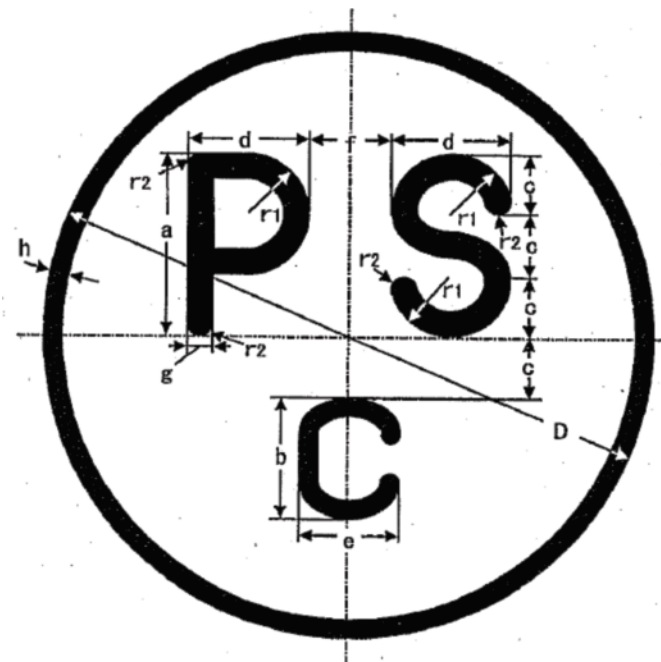
別表第六



- H=全高
- L=全幅 $\sim \frac{46}{38}H$
- a $\sim \frac{2}{38}H$
- b $\sim \frac{6}{38}H$
- c $\sim \frac{3}{38}H$
- d $\sim \frac{6}{38}H$
- e $\sim \frac{5}{38}H$
- f $\sim \frac{4}{38}H$
- g $\sim \frac{1}{30}H$
- h $\sim \frac{1}{38}H$
- i $\sim \frac{1}{2}H$
- j $\sim \frac{23}{38}H$
- r1 $\sim \frac{3}{38}H$
- r2 $\sim \frac{1}{60}H$
- r3 $\sim \frac{1}{76}H$

参考:
α=89.79°
β=89.101°

別表第七



- D=円の外径
- a $\sim \frac{9}{30}D$
- b $\sim \frac{6}{30}D$
- c $\sim \frac{3}{30}D$
- d $\sim \frac{6}{30}D$
- e $\sim \frac{5}{30}D$
- f $\sim \frac{4}{30}D$
- g $\sim \frac{1}{23}D$
- h $\sim \frac{1}{30}D$
- r1 $\sim \frac{3}{30}D$
- r2 $\sim \frac{1}{46}D$

消費生活用製品安全法

法

(改善命令)

第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六条第四号の措置の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 届出事業者が第十一条第一項の規定に違反していると認めるとき。
- 二 第六条第四号の措置が第十一条第三項の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

消費生活用製品安全法

法

(表示の禁止)

第十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。 当該技術基準に適合していない特定製品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に違反したとき。 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

2 主務大臣は、届出事業者が前条第二号の場合における同条の規定による命令に違反したときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る特定製品の区分に属する届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により表示を付することを禁止することができる。

消費生活用製品安全法

法

(事業者の責務)

- 第三十八条 **消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、**その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。
- 2 **消費生活用製品の販売の事業を行う者は、**製造又は輸入の事業を行う者がとろうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければならない。
- 3 **消費生活用製品の販売の事業を行う者は、**製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

消費生活用製品安全法

法

(危害防止命令)

第三十九条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

消費生活用製品安全法

法

(報告の徴収)

第四十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に対し、その**業務の状況**（届出事業者に対しては業務又は経理の状況）**に関し報告**をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

消費生活用製品安全法

法

(立入検査)

第四十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

6～12 (略)

消費生活用製品安全法

法

(消費生活用製品の提出)

第四十二条 主務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせ、又は同条第五項若しくは第七項の規定により機構に立入検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前条第三項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3 国（前二項の規定に基づく内閣総理大臣又は主務大臣の権限に属する事務を第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県）は、前二項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

4 前項の規定により補償すべき損失は、第一項又は第二項の規定による命令により通常生ずべき損失とする。

消費生活用製品安全法

施行令

(権限の委任)

第十七条 (略)

2 (略)

3 法第六条、第七条第二項、第八条から第十条まで及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分（法第六条に規定する主務省令で定める特定製品の区分をいう。次項において同じ。）に属する**特定製品の製造の事業**に係る**工場又は事業場**が**一の経済産業局**の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4 法第六条、第七条第二項、第八条から第十条まで及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の**輸入の事業**に係る**事務所、事業場、店舗又は倉庫**が**一の経済産業局**の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

5～8 (略)

消費生活用製品安全法

法 【罰則】

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項又は第五条の規定に違反した者
- 二 第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者
- 三 第二十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命令に違反した者
- 五 第三十二条の十六、第三十二条の二十第三項又は第三十七条第一項の規定による命令に違反した者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 二 第十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者
- 三 第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者
- 四 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 六 第三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 八 第四十一条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 九 第四十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反した

消費生活用製品安全法

法 【罰則】

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十八条第二号又は第四号 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十八条第一号、第三号若しくは第五号又は前条 各本条の罰金刑

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第二項、第八条又は第九条（これらの規定を第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第六十二条 第四十三条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

消費生活用製品安全法

【ホームページの御紹介】

「消費生活用製品安全法のページ」

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

PSCマーク

検索

「経済産業省」のホームページから、



消安法 PSCマーク制度
製品事故情報報告・公表制度
長期使用製品安全点検・表示制度

の順にクリックしていただいてもご確認できます。

様式第3 (第6条関係)

特定製品製造 (輸入) 事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日 年 月 日
- 2 製造 (輸入) する特定製品の区分
- 3 当該特定製品の型式の区分
別添1のとおり
- 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (特定製品の輸入を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
別添2のとおり
- 5 消費生活用製品安全法第6条第4号の措置の内容
別添3のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
ライター	種類	(1) たばこ用のもの (2) その他のもの
	燃焼方式	(1) ホストミキシングバーナー式のもの (2) プリミキシングバーナー式のもの
	点火方式	(1) やすり式のもの (2) 圧電素子を備えた直押し式のもの (3) 圧電素子を備えたスライド式のもの (4) その他のもの
	意図しない点火を防止する方法	(1) 操作力によるもの (2) 操作方法によるもの
	火炎の高さ調整機構	(1) あるもの (2) ないもの
	燃料の再充電ん	(1) できるもの (2) できないもの

(製造事業者用)

<別添2>

当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

名称：

所在地：

--

(輸入事業者用)

<別添2>

当該特定製品の製造事業者の名称及び住所

名称：

住所：

--

(輸入事業者用)

当該特定製品の輸入事業に係る事務所等の名称及び所在地

名称	所在地	事業内容
----	-----	------

※ 特定製品の輸入の事業に係る国内の事業場等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は提出の必要はありません。

<別添3>

当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置